

津山市農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

35名

2 募集区域及び定数

区域名	区 域	定数
第1区	東新町・西新町・中之町・勝間田町・林田町・橋本町・上之町・山下・大手町・北町・田町・椿高下・城代町・材木町・伏見町・京町・河原町・塚町・船頭町・小性町・吹屋町・二階町・元魚町・本町2丁目・本町3丁目・新職人町・新魚町・桶屋町・南新座・戸川町・福渡町・美濃町・下紺屋町・鍛冶町・細工町・上紺屋町・坪井町・宮脇町・西今町・鉄砲町・西寺町・茅町・安岡町・新茅町・林田・川崎・野介代・小田中・山北・総社・小原・上河原・北園町・志戸部・勝部・靱保・紫保井・沼・大田・弥生町	3人
第2区	野村・押入・高野山西・高野本郷・上高倉・下高倉東・下高倉西・吉見・綾部・草加部・堀坂・妙原・三浦・檜・近長（字八ヶ原・丸山及び南丸山の区域を除く。）	6人
第3区	荒神山・種・押渕・大谷・井口・津山口・一方・中島・平福・皿・高尾・福田・二宮・院庄・神戸・戸島・横山・八出・小桁・金屋・昭和町1丁目・昭和町2丁目・南町1丁目	3人
第4区	近長（字八ヶ原・丸山及び南丸山の区域）・河面・福井・田熊・河辺・国分寺・日上・瓜生原・金井・中原・福力・新田・西吉田・池ヶ原・堂尾	3人
第5区	上田邑・下田邑・西田辺・東田辺・一宮・東一宮・山方・上横野・下横野・大篠	3人
第6区	加茂町物見・加茂町河井・加茂町山下・加茂町知和・加茂町青柳・加茂町塔中・加茂町小中原・加茂町齋野谷・加茂町戸賀・加茂町黒木・加茂町倉見・加茂町宇野・加茂町原口・加茂町行重・加茂町檜井・加茂町百々・加茂町中原・加茂町成安・加茂町下津川・加茂町公郷・加茂町桑原・加茂町小渕・阿波	5人
第7区	新野東・西上・西中・西下・新野山形・日本原・市場・大岩・大吉・奥津川・上村・中村・杉宮・坂上・原・安井・上野田・下野田	6人
第8区	坪井上・坪井下・中北上・宮部上・宮部下・中北下・南方中・一色・神代・久米川南・領家・宮尾・くめ・戸脇・桑下・桑上・福田下・八社・油木下・油木上・油木北・里公文・里公文上	6人

3 任用期間

令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

4 身分

津山市の特別職の非常勤嘱託職員

5 職務内容

担当区域における農地パトロール及び農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

6 委員報酬

月額 35,000円

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当区域において活動できる者。
ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）
- (4) 市の職員

8 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送により、津山市農林部農業振興課までご提出ください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合・・・様式第1号

農業者等（法人又は団体）が推薦する場合・・・様式第2号

応募する場合・・・様式第3号

(2) 提出先

〒708-8501 津山市山北 520

津山市農林部農業振興課

9 受付期間

令和2年1月27日から2月28日まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

10 選考方法

農業委員会が、提出された書類をもとに選考を行い、委嘱します。(必要に応じて面接を行う場合があります。)

なお、結果は、推薦を受ける者及び応募者全員に文書で通知します。

11 内容の公表

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、津山市ホームページで推薦及び応募様式に記載された事項（住所及び電話番号を除く。）を公表します。

12 問い合わせ先

津山市農林部農業振興課

電話 0868-32-2159

FAX 0868-32-2093